

正 副 ← 正、副、明示してください。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、~~（建築物）~~の

~~（新築）~~
~~（改築）~~
~~（用途の変更）~~
~~（新設）~~

の許可を申請します。

必要部分を○で囲うか、不要部分を見え消してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
岐阜市長

申請区域のすべての地番を登記簿謄本に記載されている内容に合わせて正確に記入してください。一部申請の場合は”の一部”と記入してください。

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

〇〇市〇〇町〇〇番
〇〇 〇〇
(電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇)

1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	岐阜市 〇〇町三丁目123番4及び123番5 (仮換地) 地目 宅地 面積 300.12 m ²
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	登記地目を明示してください。 自己用専用住宅 実測を小数点以下2桁で明示してください。
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	法第34条又は令第36条第1項の該当号の名称及び、開発審査会基準の各名称を記入 例；(建築物の用途変更) (市街化調整区域にある建替等に伴う開発行為)
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及び理由	令第36条第1項第3号ホ (線引き前からの宅地における開発行為等)
5 その他必要な事項	法定外公共物敷地占用・工作物新築等許可申請
※ 岐阜市受付	※ 備考 他の申請手続きを全て記入してください。

※印欄は、記入しないこと。

連絡先 〇〇事務所 担当〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第一種特定工作物の新設許可申請書の記入方法

1欄は、建築物を建築しようとする土地、用途を変更しようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の地名地番(土地改良区域内、土地区画整理事業区域内であれば、旧地番と仮換地番)及び当該土地の登記事項証明書の地目及び実測面積を記入してください。

2欄は、予定建築物の用途、利用目的等を詳しく記入してください。

(1) 予定建築物の用途の中に工場(作業所)がある場合は、その業種、床面積及び動力の大きさ等をカッコ書きで併記してください。

(2) 分譲住宅、賃貸住宅、従業員住宅等の場合は、区画数、棟数及び戸数まで併記してください。

(例) 専用住宅、専用住宅(共同建 1棟10戸)、専用住宅(長屋建 1棟4戸)

専用住宅(分譲住宅 10区画10棟10戸)

専用住宅(従業員住宅 3区画3棟3戸)、店舗(飲食店)併用住宅

工場(自動車修理、〇〇馬力、〇〇㎡)、倉庫(建築材料倉庫)等

3欄は、改築又は用途の変更をしようとする場合に前記にならい記入してください。

4欄の該当号について

(法第34条)

第1号……周辺地域に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を行う店舗、事業所等の建築物

第2号……市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源の有効な利用上必要な施設

第4号……農林漁業の用に供する施設(法第29条第1項第2号に該当する建築物を除く)

第5号……農林業等活性化基盤施設

第6号……中小企業の事業共同化又は工場、店舗の集団化に寄与する事業の用に供する施設

第7号……市街化調整区域内に現存する工場と密接な関連(製品、原料、工程等について)を有する事業の用に供する施設

第8号……危険物の貯蔵処理のための施設

第9号……沿道サービス施設等の施設

第10号……地区整備計画に定められた内容に適合する施設

(令第36条第1項第3号)

ロ……条例で指定する土地の区域内で、環境の保全上支障があると条例で定めるものに該当しない施設

ハ……条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた施設

ニ……既存権利者の届け出に基づき、5年以内に行うもので、自己の居住又は業務の用に供する施設

ホ……周辺の市街化を促進することなく、かつ、市街化区域に建てるのが困難か不適当な施設(開発審査会の審査を要するもの)

(注) 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

4 添付する設計図書には、設計者の記名と併せて連絡方法(電話番号等)を併記してください。